

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年11月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年11月2日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 路線名 赤石岳公園線
- 供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大河原2348番の1地先から
下伊那郡大鹿村大河原2348番の1地先まで
- 供用を開始する期日 平成29年11月2日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム梓川店
松本市梓川倭2162-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カインズ
埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1

3 変更した事項

- 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 埼玉県本庄市東富田88-2
(変更後) 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1

- 変更した年月日
平成25年11月18日
- 届出年月日
平成29年10月17日
- 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間
平成29年11月2日から平成30年3月2日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム梓川店
松本市梓川倭2162-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カインズ
埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
- 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 (変更前) 7,000平方メートル
 (変更後) 9,134平方メートル
- (2) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	256台	237台
2	87台	89台
合計	343台	326台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4	4
出口	4	4
合計	8	8

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更する年月日
平成30年6月18日
- 5 届出年月日
平成29年10月17日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成29年11月2日から平成30年3月2日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

県営大沼池地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 縦覧に供する書類
県営大沼池地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成29年11月3日から12月4日まで
- 縦覧の場所
中野市役所

農地整備課

公告

県営一ノ瀬汐地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成29年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 土地改良事業の名称
県営かんがい排水事業
- 工事の着手年月日
平成22年7月12日
- 工事の完了年月日
平成28年3月3日

農地整備課

公告

県営本郷地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成29年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業
- 工事の着手年月日
平成23年8月1日
- 工事の完了年月日
平成28年3月28日

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画道路
3・4・16号 広丘西通線

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び塩尻市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
平成29年11月2日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

1 許可番号

平成29年10月3日 長野県佐久建設事務所指令29佐建第62-15号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市野沢字東袖切479-5、479-6、479-7の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市大沢1187 市川 覚

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
平成29年11月2日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

1 許可番号

平成29年5月23日 長野県伊那建設事務所指令29伊建第139-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市西春近5488-2、5489、5510-1、5510-2、5514

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡南箕輪村295番地

株式会社アルプス石油 代表取締役 保科浩司

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
平成29年11月2日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 許可番号

平成29年6月15日 長野県松本建設事務所指令29松建第20-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字塩尻町字宮下414-5、415-2、415-4、416-1の内、416-3、417-3、417-4、401-27

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘原新田573-6

有限会社小林不動産 代表取締役 小林茂水

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
平成29年11月2日

長野県長野建設事務所長 竹内敏昭

1(1) 許可番号

平成29年6月30日 長野県長野建設事務所指令29長建第98-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字塩川字柳原746、749、746先道の内、字腰巻1、1-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字稲葉字中千田2185番地19 芹田ビル内
株式会社芹田不動産 代表取締役 倉石純雄

2(1) 許可番号

平成29年7月31日 長野県指令29都第29-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字都住字清水場396-1、397-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字小布施236-28 ハイカムール栗の実A102

小林純也、小林美貴子

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年11月2日

長野県短期大学長 上條宏之

1 落札に係る物品等の名称及び数量

長野県短期大学仮設校舎 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県短期大学事務局総務課

(2) 所在地 長野市三輪8-49-7

3 落札者を決定した日

平成29年8月21日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社 鹿北

(2) 所在地 長野市桜新町669-1

5 落札金額

43,977,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成29年7月6日

県立大学設立準備課